

議員提出議案 第 7 号

都城市議会のハラスメント根絶に関する決議

上記の議案を別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

提出者	都城市議会議員	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>佐藤 紀子</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

都城市議会のハラスメント根絶に関する決議

私たち都城市議会議員は、市民の負託を受けた代表者として、高い倫理観と責任感を持って議会活動に取り組み、市政の発展及び市民福祉の向上に尽力しなければなりません。

ハラスメントは、人権に関わる重大な問題であり、個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、精神的な被害をもたらすだけでなく、社会全体の信頼関係を著しく損なう許されない行為です。

とりわけ議員の市職員に対するハラスメントは、行政機能の停滞や人材の喪失にもつながり、組織の業務遂行を阻害するなど重大な影響を与えます。

都城市議会は、全ての人々が互いに尊重しあい、適切な行政運営が行えるよう、議員と市職員との関係のみならず、議員同士、市民との関係など、全ての場におけるハラスメントの防止及び根絶に全力で取り組むとともに、市民に信頼される議会の実現を目指すため、下記のとおり決議します。

記

- 1 議員一人一人がハラスメントについて正しく理解し行動するために必要な研修を継続的に実施します。
- 2 ハラスメントのない、公正で透明性の高い議会運営、議会活動に努めます。
- 3 「都城市議会ハラスメント根絶条例（仮称）」を策定し、市民からの信頼を確立していきます。

以上、決議する。

令和7年9月24日

宮崎県都城市議会